

北方領土の国際法上の地位

目 次

- 三つのグループ
- 歯舞、色丹の返還
- 国後、択捉の地位
- 千島問題と毛呂東
- ヤルタ協定の性格と効力
- ヤルタ協定と日ソ中立条約
- 日露戦争の意義
- 日ソ共同宣言と継続交渉問題
- 結 言

三つのグループ

ソ連との間に争いとなつてゐるわが北方領土は、国際法上の地位を異にする三つのグループから成つてゐる。

第一のグループは、歯舞群島と色丹島であつて、これら諸島は礼文島、利尻島が北海道の一部を構成すること、ポツダム宣言第八項と対日平和条約第一条にいう「北海道」として日本国の完全な主権が認められてゐる

領土の一部である。第二のグループは、国後島と択捉島（南部千島）であつて、日本が平和条約第二条によつて放棄した「千島列島」とある文字のうちに含まれない、と日本政府のみならず、アメリカ政府が解釈している領土である。第三のグループは、中部および北部千島と、南樺太であつて、日本は平和条約第二条によつて放棄してはいるが、故意に、領土主権の帰属先を明らかにせず、放棄した領土である。なぜ主権の帰属先を明らかにせ

しなかつたかといえば、平和条約の起草者ダレス代表の説明によれば、その「帰属先に關し戦勝国間に意見の一一致がえられなかつた」ためとある。

具体的にいえば、これらの領土をソ連に与えることにはアメリカが反対であったことを意味する。日本としては第三グループの領土の最終的処分は、対日平和条約の加盟国に、日本とソ連を加えた協議によることを主張した。理由は国際法上、戦争による領土主権の移譲には、条約の形式をとることが要求され、原所有国の同意を必須要件とするからである。ソ連はもちろん、平和条約のいかなる加盟国も、第三グループの領土に対する法律上の主権をもつていなかつたからである。

歯舞、色丹の返還

一九五六年の日ソ共同宣言第九条によると、ソ連は歯舞群島と色丹島を日本に「引渡」すことに同意したが、現実の引渡は、日ソ間の平和条約締結後に行なうとあ

る。しかし平和条約の締結に「期限」の規定がないため、ソ連は無制限に引き延しうるのであり、現に引き延している。更に、「締結直後」とないため、たとえ条約ができてもソ連が恣意的にその引渡を、三〇年も五〇年も遅らせても、日本は条約上苦情のいえない不利な立場にある。現に平和条約すら結ばれない現時点ですら、日本新安保条約が調印されるや一九六〇年一月二十七日門脇大使に対し、「新安保条約は中ソ両国に向かられていること、歯舞、色丹の引渡によって、外国軍隊の使用する領土が拡大されることを許しえないこと」を口実として、「日本領土から全外國軍隊の撤退と日ソ平和条約の調印を条件としてのみ、歯舞、色丹を引渡すとの通告を行なつてはいる」。しかし日本に米軍の駐留する事実は、日ソ共同宣言成立四年以前からのことで、ソ連はその事実を十分承知の上、共同宣言に調印したので、全く筋の通らない言いがかりというの外ない。

殊にこの通告は日ソ共同宣言なる国際協定を、ソ連が

一方的に変更せんとするものであつて国際法上許しえない主張である。日本が同意しない限り、日ソ共同宣言はソ連の一方的行為によつて変更されえない。

それから四年後の、一九六四年九月十五日、フルシチヨフ首相は訪ソ国会議員団（福永健司団長）に対し、「アメリカ人が日本から去り、沖縄を解放し、平和条約が調印されるれば直ちに歯舞、色丹を引渡す」と声明し、新たに「沖縄の解放」という第二の条件が追加された。歴史の教訓によると、ロシア人は条約には調印するが、いざこれを履行する段階になると、原則として、必ず新しい条件を提出し、その新条件が容認されない限り、先に調印した条約の履行を拒むことを常套手段としている。沖縄の返還という新条件は、いまだ公式に日本政府に通告されたものではないが、日ソ共同宣言成立の過程において、フルシチヨフが提出した問題なので依然かれはこの思惑にしがみついていたことがわかる。

なお歯舞、色丹の法的地位に關し、北島丸事件に対す

る一九六八年三月二十九日釧路地方裁判所の判決が、日ソ共同宣言第九条はソ連の「日本国に対する特別の配慮から、歯舞、色丹の『主権』を日本国に『移転』するということだ」と、途方もない解釈を下したことを指摘せざるをえない。理由は歯舞、色丹がソ連の憲法によつてソ連領に編入されている事実にあるらしいが国際法の見地からは一国がいかなる国内法（憲法を含む）を制定しても、それが他国の権益に抵触する場合、なんらの対外的効力をもちえないのが大原則である。

国際司法裁判所は幾多の判決例において、国内法の規定は慣習国際法または条約国際法に基づく国家の義務に優越しえない、との原則を繰返している。領土主権の移転には原所有国の同意を必要とすることが、慣習国際法上確固たる大原則である。

一体ソ連はいつ歯舞、色丹に対する「主権」を獲得したのか、日本はかつて歯舞、色丹に対する主権をソ連に譲渡した事実はないのみならず、北方領土の全部（南樺

太まで含む）は対日平和条約第二五一条（アメリカ上院決議によって再確認）に基づき、ソ連との関係においては、依然として日本の領土主権下に残っていることを見逃してならない。ソ連が一方的に国内法を制定すれば、他国の領土が、自動的に、ソ連の主権下に移転するなど、との主張は人間の理性を超越する。田舎の裁判所が生齧りの知識で、未解決な国境問題に触れるなど、これほど危険なことはありえない。殊に北島丸事件を判断する上において、歯舞、色丹の法的地位に言及する必要はなかつたはずである。

第一の理由は、国後、択捉は歴史上かつて日本人以外の民族（ロシア人を含む）の定住した事実のないこと、第二の理由は、両島は歴史上かつて日本国以外の国（ロシアを含む）の主権下にあつた事実のこと、アメリカの学者はこの両島が日本の主権下におかれたのは一八〇〇年頃からだとしている。第三の理由は、この両島が日本の固有領土たることはロシア政府自身、前後二回の条約（一八五五年の下田条約第二条と一八七五年の千島

国後、択捉の地位

およそ条約の解釈には一定の法則があつて、単に文字を普通の用語例にしたがつて、文理的解釈を下すのみで満足してはならない。条約成立の歴史的背景、条約を結んだ目的に照して合理的であり、更に国際法の原則や既

樺太交換条約第一条)によつて公式に承認してゐるこ
と、第四の理由は、兩島がソ連と日本との双方を拘束す
る唯一のポツダム宣言第八項(カイロ宣言を確認した条
項)によつて、戦勝国(ソ連を含む)が日本から奪いう
る四種の領土のいずれにも該当しないこと、詳言すれば
兩島は、カイロ宣言にいう、日本が「暴力と強欲によつ
て略取」した領土でなく平穏、公然、善意、無過失で領
有した領土であること、第五の理由は、兩島を日本から
奪うことは、カイロ宣言そのものに戦勝国は、「自國の
ためには利得を求めず、また領土拡張の念も有しない」
との誓約に反するのみならず、大西洋憲章を内容とする
連合国共同宣言の誓約に反すること、大西洋憲章には(一)
領土的その他の膨張を求めないこと、(二)領土的変更は関
係国民の自由に表明した希望と一致しないものは行な
わないことある。第六の理由は、兩島を兩島在住民の同意
をえずして、日本から奪うことは、国連憲章の基本原則
の一たる、民族自決主義に反することがそれである。

アメリカ政府は日本政府の質問に対し、一九五六年九
月七日覚書をもつて「アメリカ政府は歴史上の事実を注
意深く検討した結果、國後、択捉の兩島は、北海道の一
部たる齒舞、色丹とともに常に日本の固有領土の一部を
構成してきたもので、正当に日本の主権下にあるものと
認めなければならないとの結論に到達した。ソ連がこの
ことに同意するならば、極東の緊張緩和に積極的に寄与
する」と答えるのみならず、翌一九五七年五月二十三日
ソ連政府に対する覚書において「ヤルタ協定と対日平和
条約とに千島列島とある文字には、常に日本の固有領土
の一部である、齒舞、色丹、國後、択捉を含んでいない
し、また含ませる意図もなかつた。故にこれらの島々は
正義の上から、日本の主権下にあるもと認めなければな
らない。従つてソ連政府がこれらの諸島を領有し、これに
対し主権を行使せんとする行動は不正かつ不法である。
アメリカ政府は対日戦争における同盟国間に結ばれたい
かなる協定も、ソ連が日本のいかなる領土、特に齒舞、

色丹、国後、択捉の領有を正当化することを否定する」と、極めて明瞭に国後、択捉が平和条約にいう「千島列島」なる文字に含まれていない解釈を、ソ連にも通告して日本政府の解釈を百パーセント裏書している。

戦勝国間に日本の占領地区を割当てた「一般命令第一号」の原案（アメリカ政府起草）には、ソ連の占領地区は全滿州と朝鮮の三八度以北と樺太の三者に限り、千島列島は除外されていた。スターリンは直ちにツルーマンに親電をもって、「全千島列島」と「北海道」を東岸の釧路から西岸の留萌に至る一線で二分し、両市を含めた北海道の北半分をソ連の占領地区に加える修正を申出た。ツルーマンはソ連による北海道の占領は拒否したが、全千島列島の占領には同意すると同時に、「全千島列島の処分は、平和會議で決定されねばならない。前任者ローブベルト大統領が、これらの諸島を取得せんとするソ連を、平和會議において支持する約束を行なつてゐることは承知している」と声明した。この声明はヤルタ協定の

真の性格を明らかにした最初の意思表示たると同時に、ソ連の占領に割当てられたわが北方領土の最終的処分は、平和會議において決定されることを明らかにしたものである。

しかるにソ連は戦勝国間に占領地区を割当てた一般命令第一号をもつて、恰もそれぞれの占領地区に対する領土主権が直ちに各占領国に移転する法的効力をもつかのごとき主張を行なつたので、アメリカ政府は右の対ソ覚書において、「一般命令第一号は日本のいかなる領土に対する主権が、ソ連その他かいなる政府にも、移転する規定を含んでいない。歯舞、色丹、国後、択捉を占領するソ連の行動は、一般命令第一号によつても、またソ連がアメリカ政府その他連合国政府と結んだ、いかなる協定によつても、権限づけられてもいなければ、またいかなる協定とも一致するものでない。殊に占領後これらの島々から、日本の在住民を放逐し、連合国政府および日本国政府の同意も承認もえずしてこれらの島々のみな

らず他の日本領土（南樺太を指す）までソ連領に編入するソ連の行動は、国際的に非合法な行為を構成するのみならず、他の連合国との協定違反である。況んやソ連がかかる領土に対し権限を要求すること、かかる領土にソ連の官憲が引き続き存在することの、無効かつ非合法なるにおいておやである」と完膚なきまでに論破し、日本の政府および国民が言わんとするところを、代って言い尽した感がある。

一九四四年十二月二十八日ジョージ・ブレークスリ教授がアメリカ国務省に提出した意見書によると「日本は千島の南部グループ（国後、択捉）に対し、民族自決権、地理的近接性、経済的必要性、歴史的所有権を基礎とする、強い要求権をもつてゐる。しかもこの南部グループに対するソ連の要求権を正当化する要因は殆んど存在しない。すなわち南部グループをソ連に引渡すことは、将来の日本が永久的解決として受諾を困難とする事態を創造すること、南部グループをソ連に引渡すこと

は、歴史的および人種的に日本の領土と、漁業のため有価値な水面とを日本から奪うこと、しかもソ連に引渡された南部グループ諸島が、要塞化された場合、それは日本に対する断えることなき脅威である」との正論を展開している。

現に択捉には既に大規模な軍用飛行場が設置され、太平洋方面からの日本の周辺を偵察するソ連の軍用飛行機の発着地になっている。この意見書が国務省からヤルタ会議に出席するローズベルト大統領に提出されていたならばヤルタ協定そのものが別の文書になっていたかも知れない。不幸にしてこの意見書はヤルタ会議の準備書面に含まれていなかつたため、大統領または国務長官の考慮に付せられた証跡も発見されないことは残念である。

千島問題の毛沢東

「権利の上に眠る者は、法律これを保護せざ」との法格

言がある。日本国民の北方領土に対する態度はこの法格言に該当しないか。北方領土は千島や樺太に在住した人たちだけの問題でもなければ、隣接する北海道だけの仕事でもなく、日本全国民の領土であるから、その回収も日本全国民が取組まねばならない任務である。ヤルタ協定の当事者であり、また対日平和条約の起草者たるアメリカ政府が、力強く日本の見解を支持しているのみならず、全く予期しない毛沢東と周恩来が、動機のいかんは別として、日本の立場に対し公正な声援を与えた事実を見逃してはならない。

一九六四年七月十日毛沢東は、日本社会党の訪中使節団と同席した、北海道出身の荒哲夫から、千島問題に関する見解を求められたのに対し「ソ連は領土をとりすぎている。ヤルタ協定では外蒙古の独立を決定しているが、ソ連は事実上外蒙古を支配下においている。外蒙古の面積は千島より大きい。一九五四年フルシチヨフとブルガーニンが中国訪問の際、外蒙古の返還を求めたが、ことわられた。ソ連はルーマニアからベラルビアをとり、東ドイツ、ポーランド、フィンランドから、それぞれ一部を分割して、ソ連領に編入している。新疆、黒竜江省を占領するといった人もいる。ソ連は他国の領土分割をやめるべきだ。ソ連は二億余の人口に対し二千二百四十万平方キロの領土をもつが、日本は一億近くの人口に対し、僅か三十七万平方キロの領土しかもつていない」と答えた。

毛沢東のこの発言は、中国の新聞にもラジオにも公表されなかつたが、否定もされなかつた。七月十七日ソ連代理大使は周恩来首相を訪問し、毛沢東が千島に対する日本の立場を支持したことに対し抗議したところ、周首相は「確かに言った。だがなにが悪いか」と逆襲して毛の発言を確認するのみならず、七月十九日岡田春夫代議士に対し「ソ連は第二次大戦後日本、中欧、東欧、フィンランドから沢山の領土をとつたが、かかるソ連の態度は明らかにマルクス・レーニン主義の領土不拡大原則に反す

るので、自分はそのことを一九五七年訪ソの際、ソ連の首脳部にも指摘した」と重ねて日本の立場に同情的発言を行なつた。惟うにパミール高原からウラジオストックに至る、四千マイルにわたる世界最長の中ソ国境線は、衰退期における清朝を脅迫して、帝政ロシアがもぎとつた不平等条約に基因するもので、中共としてはソ連に対し大なる「失地回復問題」が残されているわけである。

毛沢東の発言に対しソ連はしばらく沈黙を守つていたが、たまたま日本にアメリカの原子力潜水艦の寄港をめぐつてデモが行なわれるや、直ちにその機会を利用して、九月一日の「プラウダ」紙は、「毛沢東の千島発言は全般的な領土問題の一部と見せかけている。これらの島々がソ連の完全な領土になつたのは、毛のいう拡張政策の結果ではない。日本帝国主義の侵略政策を阻止する必要から生まれたものだ。千島列島はソ連の極東領土を攻撃する足場たる特別の役割が与えられていた。日本にアメリカ軍の基地、原子力潜水艦の寄港は千島の返還を不可

能にした。毛が千島に対する要求を出す法的および道徳的根拠はありえない。しかし条件が変つた場合ソ連の利益を損わないとともに、日本人民の要求に答えるような、解決策の探求が排除されてることを意味しない」と、苦しい非論理的応答を展開している。

しかし「条件が変つた場合」との意味が、もし一九六四年八月十四日フルシチョフ首相が成田書記長に語ったごとく、「たとえば日本に労働者の政権ができるとか、または社会党の政権ができて、本当に日本が平和の国になれば、千島問題も新しい視野の下に話合つて解決しよう」ということであれば、領土問題を餌に日本に社会革命を扇動誘惑する一種の内政干渉でなければならない。

ヤルタ協定の性格と効力

ソ連が日本に対し公式に領土問題は「解決済」と初めて声明したのは、一九五五年六月二十四日ロンドンにお

ける松本・マリク第五回会談であつて、解決済との主張の根拠としてヤルタ協定、ポツダム宣言、一般命令第一号、マツカーサー指令第三号の四者があげられた。しかるにその後一九五六年八月三日モスコーにおける重光・シエピーロフ会談でシエピーロフ外相から対日平和条約と日露戦争との二つが、解決済の根拠として追加され、現在では六つの根拠になっている。以下これら六つの根拠がいずれも、合理性を欠く不当な主張たることを反駁したい。

ソ連が領土問題は既に「解決済」と主張する最大の根拠がヤルタ協定にあると解釈される一つの事実が発見される。第一の事実は一九五一年ソ連がサンフランシスコ平和会議に修正案を提出した際グロムイコ代表は「既にソ連の主権下にある千島列島と南樺太」とのべ、更にこれら領土に対する「ソ連の主権を承認する日本の争うべきからざる義務」があると主張したことであり、第二の事実は、一九六一年十二月二十七日、ソ連政府が「千島列

島に対するソ連の権原に関し、国務省と論争することは無意味である。ただこの問題にアメリカ大統領の署名あるヤルタ協定によって解決されているといえど、それで沢山である」と声明したことがそれである。しかし第一のグロムイコの主張は前後矛盾している。「既にソ連の主権下にある」のであれば、日本にその「承認」を求める必要はないはずである。いつ、どこで、どうして、ソ連の主権下に入ったかの説明はないが、日本に承認の義務があるなどと放言しているところから、かれはヤルタ協定で千島や樺太の領土主権が既にソ連に移転しているとの錯覚に基づく発言にちがいない。実は錯覚ではなく、それがウソであることを、十分承知の上の大胆なグラフである。

第二の「大統領の署名」ある文書を強調しているがアメリカはヤルタ協定に大統領の署名あることは争つていない。問題は誰人が署名人たるかではなく、署名した文書の内容、性格いかんに依存する。そこでアメリカが、

いかにヤルタ協定の性格およびその法的効力を、解釈しているかを検討する段階に到達した。

ヤルタ協定の性格とその法的効力とに関しては、アメリカは前後五回にわたってその見解を明らかにしている。第一回は一般命令第一号によつて千島列島をソ連の

占領地区に追加することに同意したツルーマン大統領が、スターリン首相に対し、「全千島列島の処分は平和會議で決定されねばならない。私の前任者ローズベルト大統領が、これらの諸島を取得せんとするソ連を、平和會議において支持する約束を行なつてゐることは承知している」と答えたことであつて、ヤルタ協定によつてアメリカが負担する義務の性格を明らかにした最初である。

第二回はサンフランシスコ會議においてダレス代表から、「日本との平和条件に関しては、若干の連合国間に私的了解事項（ヤルタ協定はその一つ）があるが、それによつて日本も拘束されなければ、それに参加しない他

の連合諸国も拘束されない。全体としての連合諸国と日本とを拘束する唯一の平和条件はボツダム宣言あるのみ」との説明がそれであつて、日本がヤルタ協定の下において、なんらの義務も負わなければ、権利も取得していない道理を明らかにしている。

第三回はアメリカ上院におけるダレス代表の答弁であつて「対日平和条約こそアメリカがヤルタ協定を明白に放棄した最初の公式行為である。対日平和条約はヤルタ協定を破つていない。なぜならヤルタ協定は既に破られており、しかもソ連によつて破られているからである。

対日平和条約はヤルタ協定から離れ、ヤルタ協定を無視していると言ひうるが、対日平和条約こそアメリカがヤルタ協定から発生する義務から全面的に解放されたことを認めた最初の公式行為である。ヤルタ協定は南権太と千島とを平和条約の下においてソ連に引渡すつもりであった。しかるにここに提出された平和条約は、ヤルタ協定の規定を履行していない。これは故意にそうしたので

あつて、理由はヤルタ協定を破る罪を犯したソ連自身が、汚れない手をもつてヤルタ協定の利恵を要求しうるとは考えなかつたからである。ソ連のヤルタ協定違反は、ヨーロッパに関するのみでなく、アジア自体に関しても行なわれている。ソ連はヤルタ協定において、中国の国民政府を承認し、国民政府と交渉する約束を行なつてゐる。その約束にしたがつて、ソ連は一九四五年八月国民政府と条約を結び、それによつて中国の中央政府としての国民政府に、援助と軍需物資の提供と精神的支持とを、排他的に与える約束を行なつてゐる。しかるにその舌の根の乾かぬうちに、ソ連政府は満州において、莫大な資材を共産政府に渡したのである。私は一九五一年国連総会において、この問題を提起したが、ソ連はこの眼にあまるヤルタ協定違反を、正当化するなんらの試みも行なわなかつた。かかる事態であつたので、対日平和条約起草の主たる責任を負つたアメリカその他の自由諸国は、この条約によつて南樺太と千島に対する権原を、ソ

連に与えるいかなる義務をも負つてゐるとは考えなかつた。事実この条約はそんな権原を与えていない。事実この条約はこれに署名しないいかなる国も、この条約の下にいかなる利恵も取得しえないと規定してゐる（第二五一条）。ソ連はこの条約に署名しないため、取返しのつかない機会を失い、この条約の下において、南樺太と千島に對する権原を請求する権利を自ら放棄したわけである」と答えてゐる。これは、ソ連のヤルタ協定違反によつて、アメリカもイギリスもヤルタ協定を履行する義務から解放されているとの主張である。しかもソ連はこの主張に対し、これを否定する措置すらとつていないのである。

第四回はアメリカ上院が対日平和条約の批准に同意するに當り、「この条約と、その批准に對する、上院の助言と同意とは、一九四五年二月十一日の日本に關する、いわゆるヤルタ協定に含まれるソ連に有利な規定を、アメリカが承認したことを意味するなにものもないとの決

議を採択し、この決議をアメリカ政府の批准書に付属して、他の締約国全部に通告していることである。この上院決議は具体的に「ソ連」の名をあげ、「ヤルタ協定」の効力を公式かつ全面的に否定した意味において、極めて重要な文書である。

第五回は一九五四年九月二十五日対ソ覚書においてアメリカ政府が、「ヤルタ協定は千島列島であれ、その他いかなる領土であれ、およそ日本のいかなる領土をも、ソ連政府が一方的に取得し、占領し、主権を行使しましたは占有する権利を取得する条項を含むことを意図されなかつたし、事実そんな条項は含まれていない。ヤルタ協定はソ連も常に十分承知するごとく、ソ連が対日戦争に参加する場合、戦争終結の最終的平和取極に際し『従前帝政ロシア政府が領有していた若干の日本領土の返還』

ヤルタ協定と日ソ中立条約

ヤルタ協定は前述のごとく、その当事者たるアメリカ政府から、ソ連の主張するがごとき法的性格と効力をもつ文書でないことを全面的に否定されているが、当事者

こそ、ヤルタ協定の当事者が、當時考へていた最終的和平取極を構成するものと意図されたものである。アメリカがヤルタ協定によって負ったかも知れない約束に関する限り、対日平和条約が、そのような約束の完全な履行を構成するものである」と理路整然ヤルタ協定の性格とその法的効力並にその履行状況を説明している。この覚書にヤルタ協定の日本に関する対象が、「従前帝政ロシア政府が領有していた若干の日本領土の返還」とあることによつても、「国後と択捉」を除外しなければならないことは明らかである。

動し、見解を表明した覚書に外ならない。対日平和条約を求める、ソ連政府の主張が支持されるべきであるとのソ連首相の提案に、アメリカ大統領とイギリス首相およびソ連政府が、それぞれの自國憲法上の権限内において行

でない日本に対しては、第三者間の約束であつて、日本

になんらの義務を負わすものでないことは、国際法の原則に照し説明を待たないことである。

それどころではなく、ヤルタ協定の締結そのものは、ソ連がそれ以前に日本と結んだ日ソ中立条約の破廉恥的違反を意味するスターリンの背信的行為を構成する金字塔たることを指摘せざるをえない。スターリンは一九四一年日本との中立条約において、日本が第三国の中立行動の対象になつた場合その紛争の全期間を通じ中立を守ると約束しながら、一九四五には米英両国とのヤルタ協定において、ヨーロッパの戦争が終了してから二ヵ月または三ヵ月後に、日本に対する戦争に参加する、との前後両立しない二つの約束を行なつてゐる。これは日本に対し重大な背信的行為であつて、ヤルタ協定を履行するがためには、いやでも戻ても、有効に存続中の日ソ中立条約を破らざるをえないことを、スターリンが十二分に承知していたことを雄弁に立証する、次の二とき有力

な史実が存在する。

一九四五七年七月二十九日ポツダム会議に出席中のスターリンは病と称しモロトフをしてツルーマンを訪問せしめ、ソ連が対日戦争に参加する時機が接近したので「アメリカ、イギリスその他の連合諸国が、文書をもつて公式にソ連の対日戦争参加を要請してくれ」と申込ましめた。バーンズ国務長官の手記によると、「ソ連はドイツとの間に日本と同様な不可侵条約を結んでいたが、この条約はドイツ側から破つてきた。今度はソ連側から中立条約を破らんとするのであるが、アメリカとしてはソ連に日本との中立条約を破れと要請する立場におかれたくなかつた。ソ連は數カ月以前日本に対し中立条約の廢棄を通告しているが、中立条約はなお将来一ヵ年近く有効に存続するものであった。特に東ドイツにおけるソ連の行動、ポーランド、ブルガリア、ルーマニアにおけるソ連のヤルタ協定違反行為に鑑みソ連の参戦は好ましくなかつた。ソ連の参戦なくとも原爆が成功すれば、日本に

連合国側の降伏条件を受諾させうると信じていた。また赤軍が満州に侵入した場合、どんなことが起るか心配であった。果せるかなその心配は赤軍が満州を去る以前に事実となつて現われた」とある。ツルーマン大統領も「スターインの提議は恰もソ連の参戦が対日戦争に勝利をもたらす決定的要因を成すかの」とく装わんとする、皮肉な外交上の工作である。永い苦しい勇敢な努力による戦果を、これに参加しないロシアに摘み取られたくないかった。アメリカにもその他の連合諸国にも、ソ連に日本との中立条約を破る理由を提供する、なんらの義務はなかつた」と書残している。

バーンズは大統領がいかにスターインの要請に答えるべきかを熟議した結果、やがて発効する国連憲章に基づく加盟国の義務にソ連の注意を喚起することに決定し、まず一九四三年十月三十日のモスコー宣言は「法と秩序の再建並に一般的安全保障制度の創設まで、国際の平和と安全を維持するため米英中ソ四カ国は、国際社会に代

つて共同行為をとる目的をもつて、相互間並に必要に応じ他の加盟国と協議」すること次に「国連憲章第百六条は憲章が効力を発生するまで、右の四カ国が、モスコー宣言を基礎として行動をつづける」こと、次に「国連憲章第百三条は国連憲章上の義務と他の国際的取極（中立条約）上の義務とが、両立しない場合は前者が後者に優先」するとそれぞれ規定していること、最後に「国連憲章はまだ正式に批准されていないが、ソ連政府は安保理事会の常任理事国の一になる」との、公文をスターインに送ると同時に、ツルーマン大統領は別に私信をもつて、「スターインが対日戦争に参加する理由として、右の公文を利用するか否かは、かれの自由であつて、他の根拠または理由によつて、かれの行動を裏付けんとするならば、それでも異存はない」と申添えている。

バーンズはこれをもつて「ソ連の歴史家たちがソ連の対日宣戦はロシアが国際法上の義務を厳守した、との主張と一致さすことを示すに足る」と考えたが、スター

ンはバーンズの発見した理由を利用せず、全然別の理由をならべた、戦争宣言を日本にたきつけた。ともかくソ連は中立条約を裏切つてヤルタ協定を結び、そんな協定に基づいて対日戦争に参加し、そんな戦争の結果、占領地区に割当てられた南樺太と千島を、わが物にせんとすることは、二重、三重に背信行為を日本に対して犯すものである。アメリカとイギリスの首脳者が、日本の同意も承認もえず、ソ連の望む若干の日本領土を、戦勝の

上は、ソ連の希望達成に助力すると約束すれば、直ちにその瞬間に、その領土の主権がソ連に移転するなどと主張することに、人間の理性はもちろん、ローマ法以来、二千年この方發達した法思想に対する一大汚辱でなければならない。

元來、ポツダム宣言は交戦国の双方に無益の流血をさけるため、日本人にカサブランカ方式の「無条件降伏」でなく、七カ条の降伏条件を示し、日本に早期降伏を促した降伏誘引状たる性格をもち、第一次世界大戦の末期にドイツがウイルソン大統領の「一四カ条」の和平条件を受諾して、降伏した先例と軌を一にする。しかし誰人もドイツがこの一四カ条の和平条件を受諾したことによつて、たとえばドイツの領土たるオイペン、マルメディの主権が、その瞬間にベルギーに移転され、またドイツ

ポツダム宣言の性格

ソ連が領土問題は既に解決済と主張する根拠の第一は

がアフリカに所有する四つの植民地が、直ちに、その瞬間にイギリス、フランス、ベルギーの委任統治地に移譲されたと解釈する者はなかつた。これらのドイツ領土の処分が最終的に決定されたのは、ドイツがベルサイユ条約に調印批准を終えてからのことであつた。

ポツダム宣言はポツダム會議に出席中のアメリカ代表團が起草し、ツルーマン大統領からチャーチル首相と蒋介石との同意を経て確定し、一九四五年七月二十六日、三巨头の名儀で発表のため、新聞社と通信社にその写しを渡した後に、初めてソ連に通報したものであるが、モロトフ外相はスターリンの命をうけバーンズ國務長官に「なぜアメリカはイギリスや中国には相談しながら、ソ連には相談しなかつたか」と不平をのべるとともに、「二・三日その発表を延期してくれ」と申出た。バーンズ長官はこれに対し「日本に降伏を求める条件を決定する宣言に日本と戦争状態にないソ連に相談することは理由がない」と答えるとともに、発表の延期は手遅れ

だと付言した。モロトフは「これ以上この問題を討議する許可をえていない」と引下つた。それから十三日後、ソ連は対日戦争に参加し、ポツダム宣言に加盟した。故にポツダム宣言に規定する日本領土の処分には、ソ連の発言権は全然加わっていない。それにもかかわらず、ソ連は「ポツダム宣言はヤルタ協定を基礎としている」と主張したので、日本政府はアメリカ政府に問合せたところ、アメリカは公式にこれを否定した。それもそのはずで、前述のポツダム宣言の成立過程を顧りみれば極めて明らかである。ソ連外交官はどんなデタラメなブラフでも、平然と試みる天才をもつてゐるから、常に厳重な警戒が要求される。

最後のポツダム宣言第八項には「カイロ宣言の履行」が要求されているが、そのカイロ宣言には「三大同盟国（ソ連が加盟して四大同盟国）は、自國のために利得を求めず、また領土拡張の念ももたない」との自制的宣言の存在に、重ねてソ連の凱切な注意を喚起したい。

対日平和条約（第二五條）

ソ連が領土問題は既に解決済と主張する第三の根拠は、対日平和条約第二条に日本は「千島列島と南樺太とに対する権利、権原および請求権を放棄」するとの規定である。ソ連はこの規定をもって恰もその放棄が「ソ連のために」放棄されたかの「ごとく、少なくともその放棄は、「ソ連に對して」も効力あるかの「ごとく解釈し、日本はもはやこれらの領土に対し発言権を失つたもので、これらの領土とは全然無関係な法的地位にあるものとの主張である。

次に氣付くことは、日本がこの放棄を約束した相手方は、対日平和条約に署名かつ批准した、「四八カ国」に限ることである。日本の学者にはこの放棄に「物權的効力」とかいうものを与え、日本は天下万人に對して放棄した効力をもつものであるから、ソ連はもちろん誰人もこの放棄を利用しようと説くのである。しかし國際法上の権利義務を、物權的とか債權的とかに區別する理論は存在しない。いわゆる「客觀的制度」を創設した条約、たとえばスエズ運河に関する条約の「ごとく、締結国以外の第三国にも利惠を与えるものもあるけれども、それと

なかつたことにある。この点は台灣の場合も同様であるが、台灣は中國に返還することにカイロ宣言で戰勝国間の意見が一致し、日本もこれを受諾しているのであるけれども、その後中國に二つの政權が生れ、そのいずれの政權に返還するかに意見が分れたため、北方領土と同様に、主權の帰属先を示さず、ただ単に日本をして放棄せしめるに止まつたのである。

そこで問題は第二条にいう「放棄」の性格と効力いかんを探究する必要が起きる。先ず何人も氣付くことは、この放棄には主權の帰属先の規定がないことである。しかし、これは故意にそうしたことで、理由はこれらの領土を誰に与えるかに關し戰勝国間に意見の一一致がえられ

ても「条約そのものが第三国に権利を与える、義務を負わせるのではなく、国際法上の慣習的ルールによる」ことは、国連の国際法委員会が採択した「条約法」第三四条の明規するところである。

対日平和条約はもちろんそんなカテゴリーに入る条約ではない。平和条約の起草者が特に「第二十五条」を設けたのもそんなまちがつた「物權的効力」など説く者の輩出を事前に抑えるためであつたのかも知れない。いな、そうであった。ともかく対日平和条約第二五条には、「この条約に署名かつ批准しない国」（ソ連、インドなど）に対しては、いかなる権利、権原、または利益を与えるものでない。また日本のいかなる権利、権原または利益も、この条約のいかなる規定によつても、かかる国のために、減少されまたは損傷されるものとみなしてはならない」と明規している。

これは「約束は第三者を害せず、利せず」というローマ法に由来する法則を再確認したものであるが国際法委

員会の見解によると、この法則の正当性はただ単に「契約法の一般的理念に基づくのみならず、国家の主権と独立に基盤をもつことにある。各国の慣行、国際裁判所の判決、並に法学者の著書に、この法則を認めた多数の証拠が発見される」とある。

その結果、日本が平和条約で放棄した領土は、平和条約の「当事国」との関係においては、無主の土地または主権に空白状態を生じた土地かのごとく見えるけれども、平和条約の「非当事国」との関係においては、依然として日本の主権下にあるという二重構造になつている。故にソ連は決して無主の土地を先占しているのではなく、日本領土の不法占領をつづけていたり仕組になつてゐる。放棄の対象に含まれていない国後と択捉はもちらん問題にならない。その他の北方領土で帰属の未決定な土地の最終処分は、ダレス代表によると、「この平和条約以外の国際的溶剤によって、疑問を解決するため、将来に残すことが賢明なコースである」と説明されてい

る。

なお、アメリカ上院は対日平和条約の批准に同意する

に当り、「対日平和条約には、日本が一九四一年十二月七日（日米開戦のワシントン時間）に保有していた、南樺太とその隣接諸島、千島列島、歯舞諸島、色丹島その他いかなる領土、権利、または利益に関する、日本または連合諸国の権利、権原、または利益を、ソ連に有利に減少または損傷され、またそれらに関するいかなる権利、権原または利惠を、ソ連に与えるものとみなしてはならない」とある。この決議は平和条約第二十五条の原則を、特に「ソ連の名」をあげて具体的に再確認したもので、アメリカ政府の批准書に添付され、他の締約国全部に通告されたものである。

日本政府の関する限り、その要求する領土は歯舞と色丹、國後と択捉のみであるから、平和条約二条に対する日米両国政府の一致した解釈にソ連政府が同意すれば、平和条約第二十五条に違反することなく、また平和条約を

修正する必要もなく、日ソ間の領土問題は解決するはずである。

しかしそ連が千島の残部と南樺太の主権を獲得せんとするれば、ソ連は国際法上の原則にしたがつて日本の「同意」を取付けねばならないが、日本としては四八カ国との「承認」を取付けなければ、ソ連に「同意」をええなり法的地位にあることを忘れてならない。ここに問題の複雑性と困難性がある。「領土割譲の唯一の形式は、戦争の結果たると、平和的交渉の結果たるとを問わず、条約に具現された合意によつて行なわれる」（オッペンハイム・ラウターバルト）との、国際法の原則の存在を、声高くさけんで、ソ連の良心をよびさましたい。

一般命令第一号と指命第三号

ソ連が領土問題は既に解決済と主張する第四の根拠は、降伏後戦勝国間に占領地区としての割当てを行なつ

た一九四五年九月一日の一般命令第一号をもつて、直ちにその割当てられた地区に対する領土主権を取得したとの主張である。

この主張に対しても、前述の一九五七年五月二十三日ソ連政府に対するアメリカ政府の覚書において、遺憾なく弁駁され、ソ連も完全にその蒙を啓いたことと確信する。

この一般命令第一号と並んで、一九四六年一月二十九日マッカーサー司令部が日本政府に与えた指令第三号において、「若干の外廓地域を政治上または行政上日本から分離」する地域を示したうちに、「日本の地域から除外される地域」として「千島列島、歯舞群島（水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む）、色丹島」とあることを理由に、ソ連はこれらの諸島がソ連の主権下に入つたものと主張したことがある。しかしこの指令の性格と効力に関しては指令そのものの第六項に「この指令中の条項は、いづれもポツダム宣言の第八条にある、小島嶼の最

終的決定に関する、連合国側の政策を示すものと解釈してはならない」との注意文によって、ソ連の主張は自己崩壊しているものと信ぜざるをえない。ポツダム宣言第八項には「日本の主権は本州、北海道、九州、および四国並に連合国が決定する小島嶼に局限せられる」とある。指令第三号はそんな「決定」を行なつたものと解釈してはならないと、指令自ら規定したものである。これによつてソ連が領土問題は既に解決済と主張する第五の根拠を打破したわけである。

日露戦争の意義

一九六一年十二月十二日フルシチヨフ首相は池田首相宛書簡において、日本政府は一八五五年の下田条約と一八七五年の千島権太交換条約とを引用するが、両条約は北方領土問題とは無関係であること、一九〇四年日露戦争の際、日本が背信的にロシアを攻撃した行動によつ

て、日本は一八五五年と一八七五年とにロシアと結んだ条約を破り、自らこれら両条約を採用する権利を失つたとのべている。ソ連のこの主張は一九五六六年モスクワにおける重光・シェピーロフ両外相の会談において、シェピーロフから初めて提出された主張だが、日露戦争における日本側の先制攻撃に関してはソ連の主張を裏切る次の「ごとき歴史」がある。

一九〇四年二月八日（二月六日国交断絶）ロシア皇帝は旅順の極東総督アレキシエフに対し、「もし朝鮮の西方において、日本の艦隊が北緯三八度を越えて北上したならば、貴下は日本からの第一撃を待つことなく、かれらを攻撃してよろしい。朕は貴下を信頼する。神が貴下をお助け下さるよう」との電訓を下している。しかるにわが連合艦隊の駆逐艦白雲が旅順港内の戦艦ツアザレウイッヂとレトビザン、軽巡洋艦パルラーダに魚雷を放つて命中させたのは、二月九日零時二八分であった。フルシチヨフ書簡に「日本が背信的にロシアを攻撃」したと

はこの魚雷攻撃を指すのであるが、当時もし日本が先制攻撃を行なわなかつたならば、逆にロシアから攻撃される情勢にあつたことは明らかである。日本側の背信ではなくロシア側の怠慢である。皇帝のこの秘密電訓はウイツテ伯からかれた助言者デイロン博士（イギリス人）が入手したもの著書に発表しているが、日本政府も同一の電訓を別の筋から入手している。

レーニンは一九〇五年一月十四日「旅順の陥落」（一月一日陥落）と題する論文を発表し、「この敗北はブルジョアを驚かしたが、プロレタリアには喜びの原因であつた。われわれの不俱戴天の仇ツァーが蒙つた大敗北は、ロシアにおける自由への接近を意味するのみならず、ヨーロッパにおける革命的盛上りの前兆でもある。ロシアの專制政治が蒙つた軍事的大敗北は、ロシアの全政治制度の崩壊を意味する。旅順の陥落は、ツァー政権が行なつた犯罪の偉大な歴史的結果である。ロシアにおける自由と、社会主義へのプロレタリア闘争との大義は、主と

して専制政治の軍事的敗北に依存する。この大義は軍事的大敗北によって促進される。この植民地戦争（日露戦争）を始めたのはロシアの専制政治であつて、ロシアの人民ではない。不名誉な敗北を蒙つたのも、ロシアの専制政治であつて、ロシアの人民ではない。専制政治の敗北によって、ロシアの人民は利益をえた。旅順の降伏はツァーの降伏の前奏曲だ」と激しく批判している。

公式にレーニンのこの思想をソ連政府は継承するのみならず、全世界にレーニンのこの日露戦争観に共鳴を求めるため一九二四年五月ソ連政府が全然自発的に、しかも「公文」をもつて「国際連盟」に対し、「一九〇四年日本の水雷艇が旅順のロシア艦隊を攻撃したことは、法律的見地からは明らかに侵略的行為であるが、政治的にいえば、それは帝政ロシア政府の日本に対する侵略政策によつて引起させられた行為である。日本としては予め危険をさけるがため、その反対者に最初の一撃を加えたのである」との通告を行なつてゐることである。この通告

は一見奇異のようだが、実はソ連の指導者たちとしては、帝政ロシア時代の侵略的政策には、一切責任を負わないことを、全世界に示さんとした工作で、レーニンの思想に基づくものである。

一九四五年九月二日スターリンは、日本が降伏文書に調印した日を機会に、「ソ連国民に対する呼びかけ」において、日露戦争、シベリア出兵、張鼓峰事件、ノモンハン事件に言及した後、「日露戦争でのロシア軍の敗北は、国民の意識に重苦しい思い出を残した。この敗北はわが国に汚点をしるした。わが国民は日本が粉碎され、汚点が一掃される日のくることを信じ、それを待つていた。四〇年間われわれ古い世代の者は、この日を待つていた。そして遂にその日が訪れた。今日、日本は敗北を自認し、無条件降伏文書に署名した。このことは南樺太と千島列島がソ連に移り、今後はこれがソ連を大洋から切離す手段、わが極東に対する日本の攻撃基地としてではなく、わがソ連を大洋と直接に結び付ける手段、日本

の侵略からわが国を防衛する基地として役立つようになることを意味する」と声明した。

スターインのこの日露戦争観はレーニンのそれと正面

衝突し、ソ連の国家および党的路線に背反する宣言であつて、スターインはレーニンとソ連共産党的反逆者である。このことはハント教授（オクスフォード大学）のつとに指摘するところである。これを要するに、日露戦争に対してはデイロン博士も「日本は平和時におけるがごとく、戦時においても、終始、騎士道的忠誠と節度とを示した」と激賞し、ローズベルト大統領は一九〇四年七月二十四日イギリス大使に対し、「もしロシアとドイツとフランス三国が連合して、日清戦争當時行なつたことを、再び日本に対して試みんとするならば、私は直ちに日本に味方し、徹底的に日本のために必要なことをする」と語っている。洵に日露戦争は、「日本が全世界の同情を満身に浴びて闘つた、正義の自衛戦争」であった。

ソ連は北方領土をソ連に割譲する規定がないことを理由に対日平和条約に調印を拒否した。しかしスターインの死後間もなく、日ソ間に国交正常化に関する非公式会談が東京で開始されたが、ソ連が領土問題の解決に難色を示したので、鳩山首相からブルガーニン首相に対し、「この際、領土問題に関する交渉は、後日継続して行なうこと」を条件として、「ソ連が同意した戦争状態の終了を含む五案件につき交渉を開始したい」と申込んだところ、ブルガーニンから「この際、平和条約を締結することなく」、日ソ関係の正常化に関する交渉に応ずるとの回答をえた。この回答の特色は「領土問題の交渉」なる文字を避け、「平和条約の締結」なる文字に代えていることである。僅か三日間の戦争ではあつたが、戦争の善後措置として、日ソ間に処理しなければならない最大

日ソ共同宣言と継続交渉問題

問題はソ連の占領地区に割当てられた北方領土の所属問題である。現にソ連も対日平和条約に提出した修正案一三カ条のうち、「日ソ間にのみ関係ある事項は、領土問題ただ一つのみであった」。従つて領土問題の解決なくして、平和条約の締結はありえないのが日本の態度である。

ブルガーニン書簡が「領土問題」なる文字をさけているので、鳩山外相は松本全権委員をして、特に「日本政府は領土問題を含む平和条約の締結に関する交渉は、両国間の正常な外交関係の再開後に、継続せられるものと了解する」との書簡を送り、ソ連政府の確認を求めしめたところ、ソ連第一外務次官グロムイコから「本次官はソ連邦政府の委任により、次の通り申述べる光榮をもつ。すなわちソ連政府は前記の日本政府の見解を了承し、両国間の正常な外交関係が再開された後領土問題を含む平和条約締結に関する交渉を継続することに同意することを表明します」との回答をうけた。

しかるに、それから二十一日後に調印された「日ソ共同宣言」には、「両国間に正常な外交関係が回復されるとのみあって「領土問題をも含む」という八字が削除されている。しかし日ソ間の国交回復文書に「共同宣言」なる名称をとり、「平和条約」の名称をとり得なかつた理由は、領土問題が歎舞、色丹のみの解決に止り、全面的な領土でなかつたためである。ソ連は一九六〇年四月二十二日の覚書において「日本政府は日ソ共同宣言により、双方は、領土問題は将来の審議に残されたもの、と考えることに合意したかのごとく、勝手に主張しているが、実際にはかかる合意はなかつたし、またあらえなかつたので、ソ連政府はかかる主張を拒否するものである。ソ連と日本国との間の領土問題は当該国際諸協定によつて決定され、固定化されており、これらの協定は順守されなければならない」と主張している。この覚書は日米新安保条約を攻撃するためのもので、日本を

見縕った高圧的なものだが、日本の立場は、日ソ共同宣言と同時に発表された、鳩山・ブルガーニン交換公文並に松本・グロムイコ交換公文の三者は、不可分の一体を構成し、三者を総合して初めて、日ソ間の正しい「合意」が発見されうるとの解釈をとつてゐることにある。

結 言

一九五七年八月六日重光外相はシェピーロフ外相との第三回会談において、サンフランシスコ平和會議でグロムイコ代表は、「対日平和条約の締結に当つては、当然日本との平和処理に関する幾多の領土問題を決定しなければならない」とのべ、対日平和条約が南樺太、千島に対するソ連の主権を明白に認めていないことを理由の一つとして条約の調印を拒否した。右の条約で「未決定」と、グロムイコ代表が言われた領土問題が「いつ、いかなる理由で、いかにして、決定済になつたのか、その理

由は今まで、少しもソ連側から示されていない」と声明した。佐藤首相もこの「いつ、いかなる理由で、いかにして、決定済になつたか」との日本側の主張を繰返している。

サンフランシスコ平和會議でグロムイコ代表は、対日平和条約に対する修正として、「津軽海峡、宗谷海峡、根室海峡の日本側全海岸を、非武装化すること、これら三海峡には日本海に属する国の軍艦にのみ通航を許すこと」を要求した。ダレス代表は「この修正案にある唯一の海軍力は、ウラジオストックに根拠をもつ大海軍力であり、その海軍力は日本周辺の水面を哨戒し、日本を二つに分断し、また日本と朝鮮を切離し国連軍といえども日本と朝鮮との海峡で作業できなくなる」と警告した。現に増田防衛庁長官の議會答弁によると一九六七年中ごろ三海峡を通過した、国籍不明の艦船は四千隻を超えてゐる。「日本を分断」するとの批判が、真に迫るものあることを禁じえない。フルシチョフ首相も成田書記長

に「千島の経済的価値は少ないが、軍事的価値は高い」と告白している。

日ソ間の領土問題はどうして起つたのか。それは、ソ

連が有効に存続中の日ソ中立条約を破つて、日本に戦争を仕かけた結果である。ソ連さえ神聖な条約を破らなければ、領土問題は発生する事実はなかった。ソ連の指導者たちは、とかく日本との領土問題とドイツとの領土問題を、同一視する傾向があるけれども、その迷妄を打破することが、急務中の急務でなければならない。ドイツの場合は独ソ不侵略条約を、ドイツ側から破つてソ連に戦争を仕かけた結果発生した領土問題であるが、日本の場合は全然その正反対であつて、前述のごとく罪はソ連側にあつて、日本は全くの犠牲者である。この大義をソ連指導者の知性に訴え、切に、近い歴史の回想を促したい。一九五〇年ツルーマン大統領は、ニューヨーク・タイムズ紙のクロック記者との会見において、「過去数年間アメリカがソ連と結んだ条約の数は四十に達している

が、そのうちソ連が履行した条約は、ソ連が日本との戦争に参加すると約束したヤルタ協定が唯一つあるのみ」と声明した。

不幸にも、その滅多になく履行された条約の泥を満面にかぶつたのが日本人であるから、ドイツの場合と厳正に区別して考えることを、国際正義の名においてソ連人に訴えたい。

カリフォルニア一州よりも狭い領土に、世界第六位の大人口を抱えている日本にとって、一寸の土地、一尺の領土も、生命の源泉たる事實を、地球表面の六分の一の持主ロシア人に理解してもらうまで、三〇年でも五〇年でも、辛抱強く待たねばならない。インドのゴアは三百年後に、母の懷に返ってきた。これが失われた領土回復に関する外交史の教訓である。